

音の共同体試論

A Study of Acoustic Community

永幡 幸司 (Koji NAGAHATA)

1はじめに

「共同体」という語は、例えば『新しい世紀の社会学中辞典』¹⁾の「社会学でもっともわかりにくく、あいまいな語のひとつで、現在に至るまでほとんど意味が確定していない。」という指摘に見られるように、現段階では一意な語ではない。その語が使われる分野によって、時には、同一分野内でもその語を用いる者によって、異なった意味合いが込められて使われている。マリー・シェーファーはこのような状況を「共同体を定義する方法はたくさんある。つまり政治的存在として、あるいは地理的、宗教的、社会的存在としてなどである」²⁾と評した上で「理想的な共同体は、聴覚的にもうまく定義されることを提案したい」²⁾と述べ、そのように定義された共同体のことを「音響共同体(acoustic community)」と命名した。このシェーファーによる提案を始原に、音による共同体の定義は、サウンドスケープ研究の一つの話題として存在している。

本稿では、この音による共同体の定義という問題について再考し、音によって共同体は定義し得るのか、し得るならばそのことより何が読み取れるのかについての考察を行なう。

2共同体という用語について

冒頭で述べた通り、共同体という語は「あいまいな語」¹⁾であり、一意でない。従って、この語を用いて議論を展開するには、予め語の用法について定義をしておく必要があろう。

『岩波 哲学・思想事典』によれば、「共同体／共同性(community)」とは「概念としてはラテン語の *communitas* に由来し、物質的富や精神的価値を共有すること、あるいはそれらを共有する集団を指す」³⁾語である。これは、「共同体とは何かを共有する集団である」と言い換えることが可能であろう。ここで、「何か」とは物質的なものであろうと精神的なものであろうと構わず、この概念自体には「共有」の仕方についての規定もない。この自由度の高い概念を共同体の定義とした場合、既存の様々な「共同体」についての議論は、そこで示された「共同体」において「何がどのように共有されているのか」という点を押さえることで、統一的に検討することが可能になると見える。このような概念の定義は、様々な分野の様々な文脈における「共同体」という語の使われ方のほとんど全てに共通して含まれている、いわば共同体という語の中心的意味内容によっていると言えよう。そこで、本稿における共同体という語の定義として、この「共同体とは何かを共有する集団である」というものを採用することとする。

そこで、以降の議論においては、ある集団を共同体であると見なした時、そこで何がどのように共有されているのかについて明示する必要がある。さらに言えば、その中にこそ、本稿の課題である「音によって共同体は定義し得るのか、し得るならばそのことより何が読み取れるのか」に対する最も中心的な手がかりが含まれると考える。

3先行研究における音による共同体

音による共同体の定義について検討をはじめにあたり、先行研究における音による共同体について概観する。

先に示したとおり、シェーファーは音によって定義される共同体を音響共同体²⁾と名付けている。ここで彼が音響共同体の例として挙げている事例は、家、教会の教区、ロンドンっ子、中東の礼拝招集僧が聖堂から祈りの時刻を告げる声が聞える地域、フン族(9世紀にみられる共同体)、プラトンの国家論にみられる理想的な共同体、レスコニル(フランス北西部の漁村)などである。これらの事例に共通することは、どれもある種の「共同体」であるとされている集団に対して、その「共同体」を音によって再規定しているということである。すなわち、シェーファーによる音響共同体という考え方においては、音響共同体に先立って、何らかの「共同体」なるものが存在していることが前提条件である。ここで定義される音響共同体において共有されているものは、予め「共同体」であると規定された集団に属する人全てに、ある特定の意味を持った音として聞かれている音であり、その音の共有のされ方は、彼ら全てに共通のある特定の意味を持った音として認識されるというものである。

パリー・トゥルアクスは「音響共同体は、音の情報がそこに住む住民の間で普及した役割を果たすようなサウンドスケープとして定義されるであろう」⁴⁾と述べ、さらに、「(音響共同体とは)音による情報がやりとりされるシステムである」⁴⁾と述べている。彼は音響共同体の例として、部屋単位のもの、家や建物単位のもの、都市における「共同体」単位のもの、放送局の放送エリアなど様々な規模のものを想定している。トゥルアクスによる音響共同体においては、共有されているものは何らかの音であり、共有の仕方はその音が住民の間で何らかの共通の役割を果たすというものである。このように、トゥルアクスの音響共同体の定義では、音とその音に対する人々の反応によってのみ定義されているので、シェーファーの考える音響共同体と違い、予め何らかの音以外で定義される共同体が想定されている必要がない。この

トゥルアクスの定義する音響共同体は、シェーファーの定義する音響共同体を完全に内包しており、シェーファーの音響共同体概念を発展させたものであると見ることが可能であろう。

中川は音と共同体の関係について「音が人々に共有されて使われ、社会のなかで認知されるのに伴って、必然的に固有の意味空間をもつに至る」と指摘し、「音は社会的意味空間を生み出し、逆に社会のありかたによって、音空間の意味に修正が加えられもある」と述べている⁵⁾。さらに、彼は同じ文章の後の部分で「音空間の意味を共同体の存立と関連させながら論じようとするときには、共同体が安定して存在していた歴史的世界にも目を向ける必要がある」と指摘している⁵⁾。これらを併せて考えると、中川による音と共同体の関係は、基本的にはシェーファーによる音響共同体の考え方を踏襲したものであると言えよう。

小西はタヌキ囃子などの歴史的にみられる「怪音」の分析を通して、音と共同体の関係を論じている⁶⁾。ここで取り上げられているのは、「共同体」の境界を超えて聞えてくる「怪音」であり、小西によれば、このような音が「タヌキ」の持つ空間的・社会的な意味での境界性と結び付くことで、「共同体」内の人々に怪音「タヌキ囃子」として捉えられたと言う。この議論においても、シェーファーによる議論同様、予め「共同体」が存在することが前提である。そして、一つの音が「共同体」内では一つの意味に解釈されるという指摘は、シェーファーによる「共同体」を「音響共同体」として再規定する過程で行なわれていることと同一である。このように、小西による音と共同体の関係の考察も、本質的にはシェーファーによるものと同一である。

小松は伊根浦地区のサウンドスケープ調査を行ない、共同体と音との関係について述べている⁷⁾。ここでも、調査地選定の理由に「伊根浦には『舟屋』と呼ばれる高密度な集落形態があり、居住者の共同体意識が高い」ことが挙げられていることに典型的にみられるように、「共同体」が存在しているという条件のもとで音と「共同体」の関係が述べられている。

鳥越はニコライ堂の鐘が「『住民』から『通勤通学者』、さらには『通行人』まで含む」神田の人々に、多様な聞かれ方をしているという調査結果を基に、「ニコライ堂の周囲には現在、一様に定義され規定される共同体は無い」と述べ、さらに、「もっとポジティブな表現」として「ニコライ堂周囲の空間に『異なる価値観や風景をもった、大きさも成り立ちも違ういくつかの共同体が重なり合って成立している状況を確認できた』と言うことができるのではないだろうか」と述べている⁸⁾。ここで、鳥越の言う「ポジティブな表現」に着目すると、ここでは音の意味が共有されている集団それぞれが一つの「共同体」と見られており、この考え方

は正にトゥルアクスの定義する音響共同体と一致するものである。

永幡は山口県の離島における集落全体で聞えるように鳴らされている音に対する住民の意識調査の結果を基に、音と共同体の関係を論じている⁹⁾。ここでは、早朝のサイレンが、元来は集落全世帯で行なっていた大敷(定置網漁)のための目覚ましであったが、現在ではそのような全世帯共通の意味を持たなくはなったものの、「集落の全員が、人によってそれぞれ異なるものの、サイレンの価値を見出している」⁹⁾ことにより鳴し続けられているという事例を挙げ、「個人個人の音に対する価値づけの仕方がどうであれ、ある音が地域全体で共有されている時、その地域の住民全体を1つの集合として見れば、その集団はその音に共通に存在価値を認めている集団である」⁹⁾と述べている。そして、この集団を「緊密な結合をもち、しかも営利追求的な態度からでなく相互に連帯している基礎的な集団」¹⁰⁾という意味において1つの「共同体」として見なせると論じている。さらに、このような「共同体」は「一度成立したらそのまま固定化されて存続するのではなく、その共同体を構成する各個人の生活様式や行動様式の変化などによる音に対する価値づけの変化に伴って、更新または破棄されるものである」⁹⁾ことを指摘している。その上で、現在も鳴し続けられている早朝のサイレンと、「集落全員の同意が得られなかった」⁹⁾ためすぐに廃止となつた正午のサイレンを比較することで、このような地域全体を網羅するような音に対する「共同体」の存在こそが、ある音がその地域全体に聞えるように鳴されることが許される条件であると論じている。

この議論においては、共同体において共有されているものは何らかの音であり、予め何らかの音以外で定義される共同体が想定されている必要がないという点が、トゥルアクスによる音響共同体の定義と共通である。そして、音の共有の仕方が「その音に共通に存在価値を認めている集団である」というように、トゥルアクスの音響共同体の場合に比べて、さらに大括りとなつていることが特徴的であり、この大括りな音による共同体は、トゥルアクスの定義する音響共同体を内包している。従って、永幡による音によって定義される共同体は、トゥルアクスの定義する音響共同体の発展系であると考える。なお、ここでの永幡による「共同体」は、その「その音に共通に存在価値を認めている集団」という定義より、本稿における意味での共同体であると言うことは自明であることを付記しておく。

山岸は「音響コミュニティとは、人々の日常的な音体験によって統合された時間的空間的世界である」¹¹⁾と定義している。この定義においては、音響コミュニティは集団として捉えられているのではなく、「時間的空間的世界」とし

て捉えられていることが特徴的である。このように、山岸による音響コミュニティは、本稿で定義する共同体とは全く異なった次元で取り扱われているため、本稿での考察の対象からは外すこととする。

これらの先行事例を見ると、音と共同体の関係の議論は、予め音以外の何らかの要因によって規定される「共同体」に対して、何らかの音を用いてその共同体を再規定するシェーファーによる音響共同体の定義に基づいて為されている系統(中川、小西、小松)と、ある音が何らかの形で共有されている集団を共同体として定義する系統(トゥルアクス、鳥越、永幡)に大別できることがわかる。ところで、先に指摘したように、トゥルアクスの定義による音響共同体は、シェーファーの音響共同体を内包しており、さらに、永幡による音によって定義される共同体は、トゥルアクスの定義による音響共同体を内包しているという関係にある。これらを踏まえてこれまで議論してきた音と共同体の関係を、最も包括的にまとめると、「人によって具体的な価値づけは異なっているにせよ、ある音に何らかの価値を与えていた人々の集団」を音によって定義づけられる共同体であると言うことが可能であろう。ここで、このように定義される共同体を「音の共同体」と定義する。

4 「音の共同体」概念と「共同体」の関係

次に、前章で定義した「音の共同体」という概念と、シェーファーの音響共同体などに見られる村落共同体等のいわゆる「共同体」の関係を検討する。

まず、シェーファーによる音響共同体と「音の共同体」概念の関係について検討する。前述のようにシェーファーによる音響共同体は「音の共同体」内に内包されるが、それは音響共同体が、予め何らかの「共同体」が規定されているところに、それに属する人全てにある特定の意味を持った音として聞かれている音が存在した時、その音に同一の意味を付与する人々の集団(これは「共同体」の全員と一致する)として定義されるわけであるが、この時の集団が正に「ある特定の音に何らかの価値を与えていた人々の集団」の一形態であると言えることによる。このような形で、シェーファーによる音響共同体が「音の共同体」の一形態であることより、「音の共同体」の成立の条件の一つとして、予め何らかの「共同体」があるところにおいて、その「共同体」の存在が故に成立するというものが考えられる。

次に、永幡による山口県の離島におけるサイレンの事例⁹⁾を再検討する。先に示したように、早朝のサイレンは、元々集落全世界で行なっていた大敷のための目覚ましとして鳴されるようになったものではあるが、大敷が集落全体で行われなくなつた現在でも「人によってそれぞれ異なるものの、サイレンの価値を見出

している」という形で「音の共同体」が更新されたことにより鳴し続けられている。ここで、「音の共同体」が更新されたということと、いわゆる「共同体」が存在することの間に直接の関係はない。これは「共同体」が存在することが「音の共同体」が存在するための必須の条件ではないことを意味すると考える。

さらに、鳥越の指摘する、神田の人々の間に見られるニコライ堂の鐘によって生成される「『異なる価値観や風景をもつた、大きさも成り立ちも違ういくつかの共同体が重なり合って成立している状況』⁸⁾は、村落共同体等の「共同体」の存在とは無関係に成立していることは言うまでもなく、これも「共同体」が存在することが「音の共同体」が存在するための必須の条件ではないことを支持する事例である。

これらより、いわゆる「共同体」が存在することにより成立する「音の共同体」は存在するものの、「共同体」が存在することが「音による共同体」が存在することの必須の条件ではないと結論づける。

5 「音の共同体」と騒音問題の関係性

永幡は前述の議論を基に、さらに「集落全体で共有されている音は、騒音とは分節化されないこと」、逆に、「集落全体で共有化されていない音は、騒音として分節化され得ること」を指摘している^{12,13)}。これは言い換えれば、ある音について、その音による「音の共同体」内では騒音とは認識されることなく、騒音として認識するのは「音の共同体」の非成員であると言うことだ。この指摘の有効性を検討するために、ある広がりをもつた地域全体に鳴されている音が、騒音であると指摘されている事例を検討する。

C. J. ディーガンは地域全体に聞こえるように鳴らされる放送による騒音が、「田舎であれば尚のこと」酷い上、「田舎の人は音に対して鈍感のようで、その騒音を指摘しても通じない面がある」¹⁴⁾ことを示す事例として、山梨県身延町における次のような体験を挙げている。

十年ぐらい前に身延山と久遠寺で有名な山梨県の身延町へ観光旅行に行ったことがある。夕方、その静かな町を見下ろしている小高い所にある宿に着いて夕食前に部屋で一休みをしている時、突然物凄い音量の役場の放送が開いている窓から部屋に侵入してきた。数分のうちに終わつたが旅の気分がすっかり興ざめした。町の人々にとっては大切な伝達事項だったのかもしれないが、旅行者にとってはただの騒音だ。¹⁴⁾

上の記述において注目されるのは、「町の人々にとって大切な伝達事項だったのかもしれない」ことを指摘した上で、「旅行者にとってただの騒音だ」と述べていることである。これ

について「音の共同体」概念を用いて解釈すると次のようになる。町の人々にとって放送は「大切な伝達事項」を伝えるための手段として共有されている、すなわちそこには放送についての「音の共同体」が存在しているため、この音は彼らにとっては騒音にはなり得ない。しかしながら、旅行者にとって放送で伝えられる情報は自分にとって無関係であり、そこに価値を見出すことができないので、「音の共同体」の成員とはならない。それゆえ、旅行者はこのような放送を「ただの騒音」として認識することとなる。このように解釈すると、「田舎の人は音に対して鈍感」だから「その騒音を指摘しても通じない」ではなく、そこには放送の音についての「音の共同体」が存在し、人々が放送を騒音として認識していないため、それが騒音であると指摘しても通じないと結論づけることができる。

また、荒木は早朝に鳴らされるサイレンについて、「すべての人間は皆朝早く起きて音楽サイレンとともに一日の勤労への決意を新たにするものである。いや、そうであるべきである、という発想」¹⁵⁾に基づいて鳴らされており、「朝六時に音楽サイレンでたたき起こされることによって一日の勤労意欲を逆に喪失してしまうような人間があることを認めない」¹⁵⁾という集団による論理が原理として存在することによって鳴らされていると論じている。そして、「農山漁村のような等質的な社会にあっては、こういった発想は当然である」¹⁵⁾と述べている。しかしながら、前述の離島の事例では、集落に住むほとんどの人々がサイレンに自分なりの利用価値を認めているというように、集落にサイレンによる「音の共同体」が成立しているため音が鳴らされ続けており、決して、皆朝早く起きるべきであるという発想により鳴らされているのではなかった。また、正午のサイレンがすぐ廃止になった事例は、荒木がいうところの他の発想や価値観を認めないような「集団による原理」が存在しているわけではないことを示している。

これらより、ある広さを持った地域全体に響き渡るような音が騒音問題として立ち上がる時の構造は、その音についての「音の共同体」の成員にとっては、それが騒音とは決して見なされないが、「音の共同体」の成員でないものにとっては騒音以外の何物でもないという対立構造によるものであると結論づける。そして、本稿で提唱した「音の共同体」という概念は、少なくともこののような騒音問題が起る際の構造把握に有効であると言えよう。さらに、この概念の有効性は、現在我々が地域社会において抱えている問題は、地域における「共同性」³⁾の再獲得に関わる問題であることを示唆していると考える。

参考文献

- [1] Nicholas Abercrombie, Stephen Hill, Bryan S. Turner, (丸山哲央監訳), 『新しい世紀の社会学中辞典』, (ミネルヴァ書房, 東京, 1996), pp.59-60.
- [2] R. マリー・シェーファー(鳥越けい子, 小川博, 庄野泰子, 田中直子, 若尾裕訳), 『世界の調律』(平凡社, 東京, 1986).
- [3] 『岩波 哲学・思想事典』, (岩波書店, 東京, 1998), pp.346-347.
- [4] Barry Traux, Acoustic Communication," (Albex, Norwood, N.J., 1984), p.58.
- [5] 中川真, 『平安京 音の宇宙』, (平凡社, 東京, 1992), pp.256-278.
- [6] 小西潤子, “サウンドスケープと境界－怪音の解釈をめぐって,” 日本音響学会音楽音響研究会資料 Vol.13 No.7(日本サウンドスケープ協会研究会資料), (1995), pp.1-8.
- [7] 小松正史, “漁村におけるサウンドスケープ調査－丹後・伊根浦を例として－,” 日本音響学会音楽音響研究会資料 Vol.13 No.7(日本サウンドスケープ協会研究会資料), (1995), pp.9-16.
- [8] 鳥越けい子, “音の風景からたどる都市,” 『都市の解説力』, (勁草書房, 東京, 1996), pp.133-181.
- [9] 永幡幸司, “集落中に響き渡る音についてのケーススタディー－山口県の離島の場合－,” 騒音制御 Vol.21 No.6, (1997), pp.410-418.
- [10] 『哲学事典』, (平凡社, 東京, 1971), pp.334-335.
- [11] 山岸美穂, “サウンドスケープとコミュニティ・ライフ,” 『日常的世界の探求』, (慶應義塾大学出版会, 東京, 1998), pp.329-404.
- [12] 永幡幸司, “日本の生活文化における音環境の分節化の構造に関する基礎的研究,” 九州芸術工科大学博士論文, (1997).
- [13] 永幡幸司, “日本の生活文化における音環境の分節化の構造に関する基礎的研究,” 日本音響学会音楽音響研究会資料 MA98-6, (1998), pp.1-10.
- [14] C. J. ディーガン, “日本人よ！拡声器騒音、防災無線にもっと怒りを！,” 『静かさとはなにか』, (第三書館, 東京, 1996), pp.117-132.
- [15] 荒木博之, 日本人の行動様式, (講談社, 東京, 1973).